

教員の担当授業科目に関する申し合わせ

令和3年5月12日
第2回学務委員会

本学では、大学設置基準第十条に定める「教育上主要と認める授業科目」（以下「主要授業科目」という。）及び職位別の担当授業科目について、以下のとおり定める。

- 1 「主要授業科目」とは、保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師に係る各指定規則において必修とされる内容を含む科目とする。
- 2 専任の教授または准教授は、原則として「主要授業科目」を担当するものとする。
- 3 専任の講師または助教は、原則として「主要授業科目」以外の科目を担当するものとする。ただし、専任の講師または助教は、「主要授業科目」のうち、専門分野に応じた科目を担当することができる。
- 4 演習・実験・実習の各科目は、原則として、複数人の教員を配置して指導に当たるものとする。
- 5 各学科・センター・助産学専攻科に配置されている特任助手は、上記2から4の授業科目を担当する専任教員の補助を行うものとする。